

令和 8 年 6 月 1 日から施行

＜ 4 自然災害時等における生徒の対応規程＞

- 1 登校前において、今治市もしくは居住地に松山地方気象台による以下の警報のいずれかが発表されている場合は、生徒は「自宅待機」とする。
 - ・「警報（暴風、暴風雪）」
 - ・「特別警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪）」
 - ・「レベル 4 危険警報（大雨、土砂災害）」
 - ・「レベル 5 特別警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）」ただし、「警報（波浪、大雪）」「レベル 4 危険警報（氾濫、高潮）」が発表されている場合については関係生徒のみ「自宅待機」とする。
- 2 自宅から学校までの通学路において、自治体から避難情報（「避難指示」）が発令されている場合は「自宅待機」とし、避難情報の発令内容に従い行動する。
- 3 「1 の警報」及び避難情報が正午までに解除された場合は、授業の準備をし、安全に十分配慮して登校する。
- 4 「1 の警報」及び避難情報が、正午までに解除されない場合は、自宅で学習する。
- 5 上記にかかわらず、災害や事故が発生するおそれがある場合は、各自が状況を的確に判断し、登校可能な状態であれば、安全に十分配慮して登校する。
- 6 JR 及びバス等公共の交通機関を利用している生徒は、午前 11 時までに公共交通機関が利用できない場合は、自宅で学習する。
- 7 今治市もしくは居住地に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、大災害直後等に風水害による二次災害のおそれがある場合は、生徒及び家族の安全の確保を最優先とし、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動を取る。
- 8 登校は上記により判断し、原則として学校への電話による問合せはしないこと。気象台等の関連 Web サイトや学校が発信する情報で確認すること。